

第百九十回国会 衆議院 災害対策特別委員会議録 第四号

平成二十八年三月十八日(金曜日)

午前九時十五分開議

出席委員

委員長 野田 聖子君

理事 大見 正君

理事 三ツ矢憲生君

理事 望月 義夫君

理事 升田世喜男君

理事 今枝宗一郎君

加藤 鮎子君

金田 勝年君

國場幸之助君

櫻田 義孝君

新谷 正義君

田畑 裕明君

中川 郁子君

丹羽 秀樹君

宮路 拓馬君

奥野総一郎君

小山 展弘君

伴野 豊君

中川 康洋君

堀内 照文君

重徳 和彦君

工藤 彰三君

務台 俊介君

神山 洋介君

濱村 進君

尾身 朝子君

梶山 弘志君

木内 均君

坂本 哲志君

笹川 博義君

鈴木 憲和君

谷川 とむ君

中根 一幸君

原田 憲治君

岡本 充功君

黒岩 宇洋君

篠原 豪君

浮島 智子君

大平 喜信君

河野 正美君

三月十八日

辞任

金子万寿夫君

神山 佐市君

今野 智博君

泉 健太君

補欠選任

宮路 拓馬君

尾身 朝子君

田畑 裕明君

黒岩 宇洋君

同日

辞任

尾身 朝子君

田畑 裕明君

宮路 拓馬君

黒岩 宇洋君

補欠選任

神山 佐市君

今野 智博君

金子万寿夫君

泉 健太君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

災害対策に関する件

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

○野田委員長 これより会議を開きます。

災害対策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣

府政策統括官加藤久喜君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○野田委員長 地震防災対策特別措置法の一部を

改正する法律案起草の件について議事を進めま

す。

本件につきましては、先般来理事会等で御協議

を願つておりましたが、協議が調いましたので、

委員各位のお手元に配付いたしましたとおり委員

長において起草案を作成いたしました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして、委

員長から御説明申し上げます。

地震防災対策特別措置法は、阪神・淡路大震災

の教訓を踏まえ、平成七年六月に、地震による災

害から国民の生命、身体及び財産を保護するた

め、地震防災緊急事業五カ年計画の作成及びこれ

に基づく事業に係る国の財政上の特別措置等につ

いて定めることにより、地震防災対策の強化を図

り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保

に資することを目的として、本委員会の提出によ

り制定されたものであります。

本法に基づき、各都道府県においては、地震防

災緊急事業五カ年計画を定め、施設等の整備等を

鋭意進めてきたところであります。しかしなが

ら、日本各地で地震が多発し、また、首都直下地

震等の発生が懸念されている現状に鑑みれば、地

震防災対策のなご一層の充実強化を図る必要があ

ります。

これまで、本法における国庫補助率のかさ上げ

等に係る規定につきましては、五年ごとに延長を

行つてまいりました。現在、その期限は、本年三

月三十一日までとなつております。

本案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況

に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担または

補助の特例等の措置に係る規定の有効期限を平成

三十三年三月三十一日までさらに五年延長する改

正を行おうとするものであります。

以上が、本起草案の提案の趣旨及びその内容で

あります。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

案

〔本号末尾に掲載〕

○野田委員長 本件について発言を求められてお

りますので、順次これを許します。神山洋介君。

○神山(洋)委員 おはようございます。

民主・維新・無所属クラブを代表しまして、一

言、発言、確認をさせていただきます。神山洋介

でございます。

阪神・淡路大震災を機に成立をいたしました、

議員立法であります地震防災対策特別措置法の期

限の延長、我々も賛同するところでございます。

特に、これまでの計画の遂行によつて、公立の

小中学校等においては例えば九五・六％という耐

震化に至るなど、その成果を見てきたところでは

ございますし、これからさらなる高みを目指すに

は、さらにきめ細かい対応も必要になつていくと

いう認識であります。

ここで一点確認をさせていただきたいのは、放

課後児童クラブ、いわゆる学童保育に関連をして

の一点でございます。

この放課後児童クラブについては、施設に着目

する本法の枠組みとは少し違ひまして、事業とい

うことでございますので、必ずしも児童クラブの

事業そのものにかさ上げの支援が行くという話で

はありません。ただ、しかし、この本法ができた

背景を踏まえれば、この放課後児童クラブという

領域は極めて優先性の高い領域であるというふう

に考えております。

現状においては、放課後児童クラブについて

は、公共施設、学校等で行われていれば当然かさ

上げ対象にはなりますが、昨今、多様化をしてふ

えてきている民家であるとか商店街の空き店舗、

委員の異動

国務大臣
(防災担当)
内閣府副大臣
厚生労働大臣政務官
政府参考人
(内閣府政策統括官)
衆議院調査局第三特別調査
室長

河野 太郎君
松本 文明君
太田 房江君
加藤 久喜君
宇佐美雅樹君

第二類 第一号

災害対策特別委員会議録第四号

平成二十八年三月十八日

アパートといった民間の施設においては、かさ上げの対象以前の問題で、そもそも補助の対象に入っていない場合もあり得るのではないかとこの問題意識の中で、阪神・淡路大震災の亡くなった犠牲者の方々が八割が圧死、窒息死であったという事も踏まえれば、これからこういった点についても事実関係をきちんと確認、調査をし、それぞれに対しても、この本法の趣旨も踏まえながら具体的な対応を行っていくべきではないかという事を考えているところでございます。

厚生労働省さんにはきょうはお越しをいただいておりますので、太田政務官、御見解をいただければと思います。

○太田大臣政務官 お答えを申し上げます。

放課後児童クラブは、学校の授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供するものでございまして、子供の安全と安心を守るという観点から、その耐震化を進めることは大変重要というふうに考えております。

放課後児童クラブの主な実施場所は、御指摘のとおり、小学校が五三・一％、児童館、児童センターが一・八％、公的施設が七・四％などとなっております。そして、これらの耐震化率は八三・三％というふうに承知しております。

御指摘のような耐震化が済んでいない放課後児童クラブについて、どのような場所に設置をされているのかなどの状況を調査したいと考えております。

先ほども申し上げましたが、放課後児童クラブの耐震化を進めていくという観点から、その調査結果も踏まえながら、取り組みを、どうあるべきかということを検討しまして、進めてまいりたいと考えております。

○神山(洋)委員 ありがとうございます。

言えること、言えないことがあろうかと思いますが、しっかりと御対応いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

平成二十八年三月三十日印刷

○大平委員 私は、日本共産党を代表し、地震防災対策特別措置法の改正案起草に当たり、一言申し上げます。

地震が発生した際、住民の避難と当面の生活を確保し被害の拡大を防ぐ、地震防災対策のための施設整備に係る国庫補助率の引き上げの有効期限を五年間延長することは当然の措置であり、本草案には賛成です。

阪神・淡路大震災では、大規模震災が全国どこでも発生する可能性があることが明確になり、それまでのいわゆる東海地震による被害が想定される地域に限定した対策では限界があるとして、本法が全会一致で成立されました。

全国で地震防災対策を進めることが喫緊の課題になっていきますが、第四次地震防災緊急事業五カ年計画の進捗を見ても、現状は、大規模地震に対する備えとしては極めて不十分と言わざるを得ません。

第一は、一昨年の広島県の土石流災害を見ても、災害に対する危険を無視した開発行為の横行により、災害による被害は減らずどころか拡大されているということです。東京など都市部への一極集中が進み、液状化や、地震による大規模火災などの危険が指摘される地域に人口や建築物が集中しています。開発を野放しにしたままの計画では、開発の後追いを際限なく行うことになりかねません。

第二は、期限の延長だけでは不十分だということです。不特定多数の人が利用する施設の耐震化など、地域の地震防災対策として必要な事業を計画に反映させること、また、学校の耐震診断に対する財政支援など、地域が求める事業に必要な規模とスピードを進めることが求められています。

第三は、耐震診断、耐震改修の対象を一九八一年以降の建築物にも拡大することです。老朽化や施工不良、また、東日本大震災の地震動などにより、多数の建築物の基礎ぐいが損傷する事例が広範囲で報告されています。建築した時期で耐震性に問題ないとする根拠はありません。

平成二十八年三月三十一日発行

以上の指摘に対する政府の御所見を伺います。

○松本副大臣 広島県の土石流が起きたとき、私はそこで現地対策本部長を経験させていただきました。東京・伊豆大島の土石流の現場にも立ち会わせていただきました。

大変思ったことは、地理的条件をしっかりと頭に入れた上で備えなければならないということ、失われた命と財産に対する悔しさというものを今も思っております。

委員指摘のとおり、今問われている一つは、対策をしていくスピード感、そしてもう一つは、国とそれぞれの地方自治体との連携、行政と国民との連携が問われていると思います。

委員御指摘の諸課題に対しまして、ハード、ソフト両面一体となって進めるよう全力で取り組んでまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○大平委員 以上で私の意見表明を終わります。

ありがとうございます。

○野田委員長 これにて発言は終了いたしました。

この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。河野防災担当大臣。

○河野国務大臣 本法律案の提出に際しての議員各位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表します。

政府としては、本法律案について特に異存はございません。

御可決いただきました暁には、その御趣旨を踏まえて、適切な運用に努め、地震防災緊急事業五カ年計画に基づく事業が速やかに達成されるよう、関係省庁と密接な連携をとりつつ、事業の一層の推進を図ってまいります。

○野田委員長 お諮りいたします。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付しておりますとおり、起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○野田委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時二十六分散会

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法平成七年法律第百十一号の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年」を「平成三十三年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十八年度約六千九百九十億円の見込みである。

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A